

刈谷市附属機関等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、市の附属機関等の会議の公開に関し必要な事項を定めることにより、行政運営の透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参加と理解を促進し、公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

2 定義

この指針において「附属機関等」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例により設置する機関及び市政に対する市民意見の反映、専門的知識の導入等を目的として規則、要綱等により設置する機関をいう。ただし、次に掲げる機関については除くものとする。

（１）市の職員のみを構成員としたもの

（２）（１）に掲げるもののほか、この指針の規定を適用することが不適当なものの

3 公開基準

附属機関等の会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

（１）刈谷市情報公開条例（平成 12 年条例第 4 号）第 7 条各号に定める非公開情報に該当する内容について審議等を行う場合

（２）公開することにより、公正又は円滑な会議の運営が阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

4 非公開の決定

（１）附属機関等の会議の全部又は一部を非公開とする決定は、3 に定める公開基準に基づき、附属機関等の長が当該附属機関等に諮って決定するものとする。

（２）附属機関等は、市民から会議を非公開とした理由を求められたときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 公開の方法

附属機関等の会議の公開方法は、次のとおりとする。

（１）会議の公開は、傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

(2) 会議を公開するに当たっては、必要に応じて傍聴できる人数をあらかじめ設定し、会場に傍聴席等を設けるなどの配慮をするものとする。

(3) 会議を公開するに当たっては、会議が円滑に行われるように、傍聴者に対しあらかじめ遵守事項を周知するものとする。

6 会議録の作成

附属機関等は、会議終了後、速やかに会議録を作成するものとする。

7 開催実績の公表

附属機関等の会議の開催実績については、会議終了後速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 開催日時

(2) 開催場所

(3) 公開・非公開の別

(4) 議事の概要

(5) その他必要と認められる事項

8 特別な定めのある場合の取扱い

附属機関等の会議の公開について法令又は条例に特別の定めがあるときは、その定めによるものとする。

附 則

この指針は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成30年4月1日から施行する。